

平成28年4月1日

各研究室等責任者 殿

理学部放射線管理室

放射線取扱者の登録・変更の手続き等について

放射線取扱者の管理については、平素からご配慮頂いていますが、年度初めに当たり、放射線取扱者の登録・変更の手続き等について下記の通りお知らせします。

記

1. クイクセルバッジの回収について

本学部では、配付したクイクセルバッジは、すべて回収し、長瀬ランダウア社に引き渡すことになっています。学内外の共同利用施設において放射線業務を行う本学部の放射線取扱者については、本学部で被ばく管理を行うことが共同利用の条件になっています。4月初めのクイクセルバッジの交換に際しては、これまで未提出を含め、3月分までのクイクセルバッジを回収し、事務部経理チーム（調達業務担当）に返却するようお願いします。

2. 放射線取扱者の登録申請について

本研究科・本学部で、新たに放射線取扱いを開始する予定の人がいる場合は、放射線取扱者登録申請の手続きをお願いします。放射線取扱者登録申請書を提出してください。放射線取扱者は、取扱内容により「RI・加速器」、「X-AB」及び「X-CDE」に分類されています。

窓口は、理学部放射線管理室です。ただし、物理学専攻においては、第1・第2事務分室です。

3. 放射線取扱者の変更について

放射線取扱者について、次のような変更がある場合は、手続きを行ってください。窓口は、登録申請の場合と同じです。

○卒業、異動（学内で他部局に異動する場合も含む）等で、本研究科・本学部の放射線取扱者としての放射線取扱いを中止する場合→放射線取扱者変更届により取扱中止の手続きをしてください。

○本研究科・本学部で放射線取扱いを継続するが、身分、取扱内容等に変更がある場合→放射線取扱者変更届により手続きをしてください。

4. 放射線取扱者の認可について

○放射線取扱いを開始するためには、放射線取扱者として認可される必要があります。

○認可されるためには、まず登録申請の後、次のことが必要です。

- RI・加速器・・・新規放射線取扱者健診受診、全学一括講習会受講（または認定）、理学部講習会受講
- X-CDE・・・新規放射線取扱者健診受診、全学一括講習会受講（または認定）、理学部講習会受講
- X-AB・・・全学一括講習会受講（または認定）、理学部講習会受講

○認可を受けるためには、電話、メール等適当な手段で、認可を申請してください。窓口は、理学部放射線管理室です。認可されていない人は、学内外の共同利用施設、エックス線装置等の使用ができません。

○認可された人（X-ABの人を除く）には、クイクセルバッジを支給します。

○認可が中断になっている人については、中断の理由となっている条件を満たした上で、再度認可を申し出てください。

5. 全学一括講習会について

○RIXコースとX線コースの2種類があります。RIXコースは1日、X線コースは、半日のコースです。取扱内容により、どちらかを受講することになります。RIXコースは、X線コースの内容を含んでいますので、RIXコースを受講した人は、X線コースを受講する必要はありません。

○全学新規放射線取扱者講習会（全学一括講習会）を受講する前に、必ず登録申請の手続きを行ってください。

○全学一括講習会は、事前に申し込みをして受講することになります。受講の際は、本人宛の受講通知を持参してください。

○全学一括講習会の日程及び開催場所については、アイソトープ総合センターのウェブサイトを確認してください。

6. 教育訓練の認定（全学一括講習会免除）について

次の場合に該当する人は、通常教育訓練が認定となり、全学一括講習会が免除になります。

○他の大学等の機関において放射線業務を行っていた人

放射線業務従事者証明書（被ばく線量、教育訓練についての記載が必要）を提出してください。

○本学において認定対象講義・実習を受け、認定を受けた人

本学部では、物理学科、化学科及び生物化学科で認定対象講義・実習が実施されています。また、生物学科においては、平成20年度まで認定対象講義・実習が実施されていきました。認定を受けた人の名簿は放射線管理室にありますので、確認できます。

○放射線取扱主任者の免状等を取得した人

7. 理学部放射線取扱者講習会について

理学部放射線管理室が実施している一般講習会については、平成28年度第1～5回の開催通知をすでに配布しています。理学部3号館及び原子核科学研究センターにおいては、独自に講習会が実施されています。

8. 新規放射線取扱者健康診断について

○放射線取扱者健診の実施日時及び健診場所については、保健・健康推進本部及びアイソトープ総合センターのウェブサイトに掲載されています。

○新規放射線取扱者健診を受診する際には、受診者本人が放射線取扱者健康診断受診通知を持参することが必要です。放射線取扱者健康診断受診通知は、登録申請を行ってからでなければ交付されません。放射線取扱者健康診断受診通知は、アイソトープ総合センターから、理学部放射線管理室を経由して研究室等に送られます。研究室等においては、通知を確実に本人に渡してください。

○学内の他部局から移ってきた人や再度認可を希望する人については、新規放射線取扱者健診を受診する必要がある場合があります。個々のケースで対応が異なりますので、理学部放射線管理室にお問い合わせください。

○保健・健康推進本部の処理能力の関係で、1日の受診者数が制限されています。4～6月の健診日は、受診希望者が多いため混雑し、受付時間内に健診場所に行っても受診できない可能性があります。当日確実に受診したい人は、早めに健診場所に行ってください。

連絡・問い合わせ先 理学部放射線管理室

内線：24606

メールアドレス：ri-kanri@chem.s.u-tokyo.ac.jp

ファックス：03-8541-1363